

定 款

株式会社カドス・コーポレーション

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社カドス・コーポレーションと称し、英文では Cados Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事業
2. 土木工事業
3. 建築工事、土木工事の企画、設計、監理及びコンサルティング
4. 測量業
5. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
6. 土木建築用資材の販売
7. 損害保険代理業
8. 広告代理店業
9. インターネットによる通信販売業
10. 食料品、酒類、清涼飲料水、医薬品、新聞、書籍及び日用品雑貨の販売
11. コンビニエンスストアの経営
12. 自然エネルギー等による発電、電気の供給及び販売
13. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を山口県山口市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告の方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3, 600, 000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(招集及び招集権者)

第13条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順

序により、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2人以上の者に行使させてはならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 増員又は補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

4 退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は短縮することができる。

3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者も含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第32条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第34条 監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第42条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には、利息をつけない。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、2025年10月24日開催定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前の行為に関する同法第42

3条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 2025年10月24日開催定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前に在任していた監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。

以 上

改正 2019年9月27日
改正 2020年10月23日
改正 2021年10月27日
改正 2023年10月26日
改正 2024年4月11日
改正 2024年6月3日
改正 2025年10月24日